

石川県立飯田高等学校規則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、昭和37年石川県教育委員会規則第3号第30条の規定に基づき、石川県立飯田高等学校において必要な事項を定めるものである。

(課 程)

第2条 本校には次の課程を置く。

全日制の課程 普通科

(修業年限)

第3条 本校の修業年限は、次のとおりとする。

3年

第2章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第5条 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日は土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日のほか次の通りとする。

1、学年始休業日 4月1日から4月7日まで

2、夏期休業日 7月21日から8月31日まで

3、冬期休業日 12月24日から翌年1月6日まで

4、学年末休業日 3月25日から3月31日まで

5、創立記念日 5月20日

6、その他、教育委員会において必要と認める日

第3章 教育課程及び授業時数

(教育課程及び授業時数)

第7条 教育課程は学習指導要領に定めるものの他、次の基準により校長が定める。

1. 授業時数は週当たり34単位時間をもって標準とする。
2. 2、3年生においては、生徒・保護者の希望を勘案してコース・系を選択させるものとする。

第4章 単位修得・課程の修了及び卒業の認定

(単位及び卒業の認定)

第8条 学校は、学習指導要領の定めるところにより、単位を修得したことを認定する。

2. 校長は、生徒のうち成績不良で進級させることが不相当と認めたものについて、当該学年を再履修させることができる。(石川県立高等学校規則第9条2)

第9条 校長は、学習指導要領の定めるところにより、高等学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業を認定する。

第5章 保護者等・保証人

(保護者等及び保証人)

第10条 保護者等は入学を許可された者の親権を行う者(親権を行う者のいないときは、後見人、又は後見を行う者)とし、保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

2. 校長は、保証人が適当でないとした時は、これを変更させることができる。

第11条 保護者等又は保証人が死亡その他の事由によって、その資格を失ったときは、新たに保護者等又は保証人を定め、すみやかに校長に届け出なければならない。

2. 保護者等又は保証人が住所、氏名を変更した時は、すみやかに校長に届け出なければならない。

(休学)

第12条 生徒は、疾病その他の事由によって欠席が引き続き3月以上にわたると認められる場合には、校長に休学を願い出ることができる。

2. 休学の許可を受けようとする生徒は、その事由を具して、保護者と連署の上、願い出なければならない。

3. 休学の期間は、欠席の期間を通じて2年以内とする。

第13条 休学中の生徒が、事由の消失によって、復学を願い出た場合には、校長は、その事情を調査の上、相当学年に復学を許可する。

第6章 ほう賞及び懲戒

(ほう賞)

第14条 校長は、他の範と認められる生徒を、ほう賞することができる。

(懲戒)

第15条 学校は、教育上必要があると認める時は、生徒に次の懲戒を行うことができる。

- (1) 退学
- (2) 停学
- (3) 訓告
- (4) その他

2. 前項の処分は校長が行う。

附則 この規則は平成24年4月1日から適用する。

生活心得

1. 学校は知・徳・体の調和のとれた人間を育成する場である。自ら学ぶ意欲を持ち、心身共に豊かで健やかであるよう努めなければならない。
2. 自ら生きる目標を求め、その実現に向かって努めると共に自他の生命と人格を尊重し、感謝と謙譲の心を身につけるよう努めなければならない。
3. 個人として、また国家社会の一員として望ましい態度を身につけ、明朗で楽しい学園の建設に努めなければならない。

校内生活

1. 始業5分前までに登校するようにし、みだりに遅刻、早退、欠課等をしてはならない。
2. 登校後は放課後まで外出してはならない。やむを得ぬ事情で外出する時は担任の許可を得ること。
3. 日曜日・休日・休暇中に登校する場合は、制服着用を原則とする。下校時間を守り、後片付けをきちんとすること。
4. 校舎・校具・教具を大切に使用すること。万一誤って損傷等した場合、直ちに係の先生に届けること。事情によっては一部または全部を弁償させることがある。
5. 校舎内外の整理整頓に留意し、掃除当番は協力して担当区域の清掃に当たり、学園の美化に努めること。
6. 貴重品・金銭等の保管に注意すること。不必要な貴重品、金銭等あるいは学習に必要なものを学校に持参しないこと。
7. 生徒間で金銭や物品の貸借をしないこと。また無断で他人の物品を使用したり、損傷してはならない。
8. 学校の秩序や風紀を乱すような行為をしてはならない。いかなる問題の解決にも暴力、脅迫、強制などの行為は絶対に許されない。
9. 集会や儀式の際は敏速に行動し、私語を慎み全体の秩序を乱さない。他人の話は静聴することは大切である。
10. 校内で定められた時間、場所以外で飲食してはならない。昼食は必ず所定の時間に教室で食べること。
11. 日課時限

職員朝礼	8:10～ 8:20
SHR	8:20～ 8:30

	通常(50分授業)		冬季(45分授業)
1限	8:35~9:25	1限	8:35~9:20
2限	9:35~10:25	2限	9:30~10:15
3限	10:35~11:25	3限	10:25~11:10
4限	11:35~12:25	4限	11:20~12:05
	昼食(12:25~13:10)		昼食(12:05~12:50)
予鈴	13:05	予鈴	12:45
5限	13:10~14:00	5限	12:50~13:35
6限	14:10~15:00	6限	13:45~14:30
7限	15:10~16:00	7限	14:40~15:25
	清掃・放課		清掃・放課
下校時間		下校時間	
平日	19:30	平日	19:00
休日	17:00	休日	17:00

校外生活

1. 本校生徒としての自覚と誇りを持ち、品位ある行動につとめること。
2. 外出の際は、用件や行先及び帰宅予定時間を家人に告げること。無断で外泊や旅行をしてはならない。
3. 夜間外出や夜間の友人宅訪問を慎むこと。
4. パチンコ店、カラオケボックス等生徒として好ましくない場所への出入りは禁止する。但し、カラオケボックスについては保護者同伴の時はその限りではない。
5. 家庭においても日課を定め、規則正しい生活をし予習復習を怠らず家事手伝い等余暇の善用に努めること。
6. オートバイ等の所有、乗車、免許取得に関しては原則として禁止する。
7. 普通自動車運転免許取得に関しては、3年生の進路決定者について許可する。
但し、就職者は2学期末考査終了後、進学者は学年末考査終了後に自動車学校への通学を認めるものとする。
8. 交通道德、交通規則を守り、事故を起こさないように留意すること。
9. 校外の集会や行事に参加する場合は、学校に申し出て許可を受けなければならない。

10. アルバイトは原則として禁止する。家庭の事情やその他の理由で希望する場合は、必ず学校の許可を得なければならない。
11. 祭礼時の注意
 - (1)祭礼に参加する場合は、祭礼参加届を提出すること。
 - (2)他地区の見学は午後11時、自分の地区は午前0時までとする。
 - (3)生徒間における供応（ヨバレ）や外泊は禁止する。

一般心得

1. 自分が決めた進路や高校生活の目標を達成するために努力すること。そのために毎日、毎時間を大切にし、規律ある生活を送ること。
2. 服装容姿に人柄が現れる。飯高生としての品位と誇りを持ち、常に正しい服装を保つように心がけること。
3. 校舎内外を問わず、飲酒・喫煙など法に触れる行為はしてはならない。

服 装 規 定

1. 校内ではもちろん、学校代表として参加する大会等には制服着用を原則とする。

2. 制服

冬 服 (4. 1～5. 20、10. 1～3. 31)

[Aタイプ]

紺色ブレザー（胸ポケットにエンブレム）
 カッターシャツ
 エンジ色ネクタイ（ストライプ）
 ズボン（グレンチェック）

[Bタイプ]

紺色ブレザー（胸ポケットにエンブレム）
 ブラウス（小丸衿）
 エンジ色リボンタイ（ストライプ）
 スカート（グレンチェック）
 ズボン（グレンチェック）
 ベスト（グレンチェック）

共通の指定セーター

夏 服 (7. 1～9. 10)

[Aタイプ]

半袖シャツ
 夏用ズボン（グレンチェック）

[Bタイプ]

半袖シャツ
 夏用スカート（グレンチェック）
 夏用ズボン（グレンチェック）

中間服 (5.21~6.30、9.11~9.30)

〔Aタイプ〕

カッターシャツ
エンジ色ネクタイ (ストライプ)
ズボン (グレンチェック)

〔Bタイプ〕

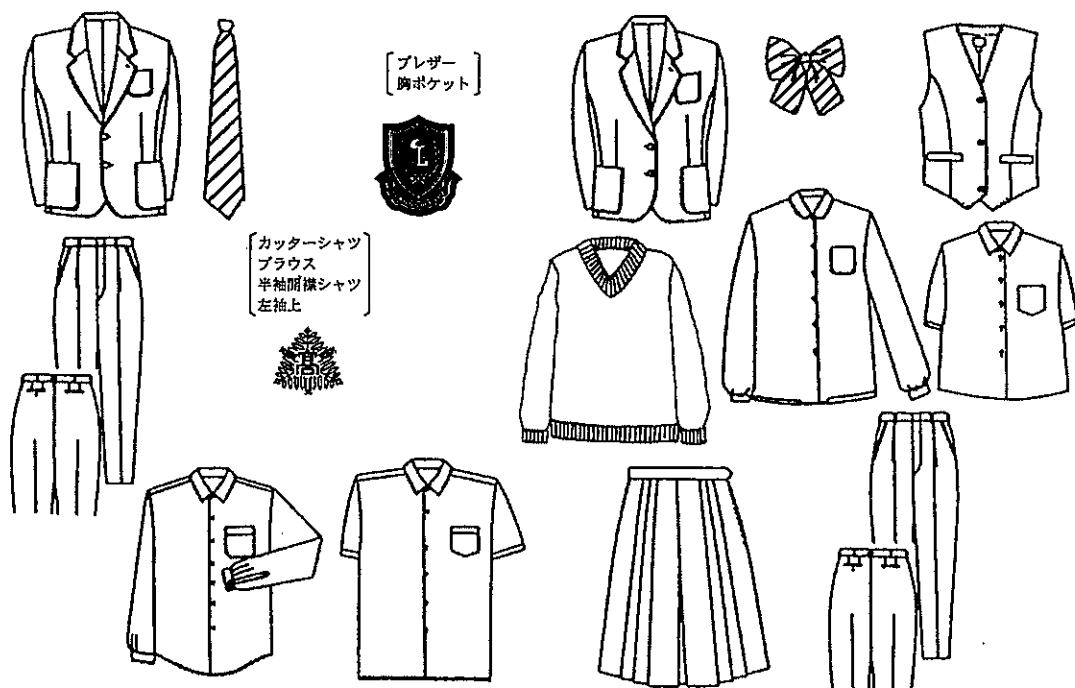
ブラウス (小丸衿)
エンジ色リボンタイ (ストライプ)
スカート (グレンチェック)
ズボン (グレンチェック)
ベスト (グレンチェック)

カッターシャツ・ブラウス・半袖シャツは胸ポケットに校章、セーター左胸にイニシャル入り。

更衣の時期及び中間服は、その年次の寒暖に応じて移行期間を設ける。

〔Aタイプ〕

〔Bタイプ〕



3. 防寒着

防寒具は高校生らしい物を着用してもよい。

4. マフラー、手袋

マフラーや手袋は登下校時に使用してもよいが、校内ではとること。

5. 履物

(通学靴) ハイヒール・ロングブーツ・サンダルは不可。

(上履) スリッパは学年別色別制。

(靴 下) ソックスは規定の色(白・黒・紺)とする。模様物、極端に長いハイソックス、ルーズソックスは不可。

女子のストッキング、タイツは肌色または黒。

6. 雨具

(1) レインコート — 無地で華美でないもの。

(2) 雨合羽 — 雨天時に自転車に乗る時は雨合羽を着用すること。

7. 頭髪

男子は極端な長髪をしてはならない。又、男女ともパーマ・茶髪・カラー染髪・脱色・異様な髪型は禁止する。

8. その他

(1) 通学用カバンは肩からかける物を基本とする。

(2) 運動服は別に定める規定による。

(3) 上記制服等は、購入後勝手に改造してはならない。

(4) すべての携行品、被服等には記名すること。

(5) リボンは黒・紺・茶を基調とした無地であること。その他の頭髪用装飾品は禁止とする。

(6) 色つきのリップクリームやマニキュア、化粧はしてはならない。

(7) ピアス・ネックレス・ペンダント等アクセサリーやカラーコンタクトの着用は禁止する。

(8) ベルトの色は、黒・紺・茶系とし模様・装飾・華美なものは禁止する。

※判断基準：面接等に着用して支障のないもの

(9) 携帯電話・スマートフォンの校地内の使用を禁止する。

(10) 個人ロッカーについては、施錠し自らの責任において管理すること。

9. 補足

上記の規定に記述されていない事や詳細な基準については、別に定める内規によるものとする。又規定等の変更についてはその都度明示し、周知徹底を図るものとする。

学校代表者としての資格

生徒会役員、学級役員及び本校代表者として対外活動に参加するものは、原則として次の事項に該当しない者とする。

1. 学習態度及び学習成績の特に悪い者。

2. 健康上支障有りと認められる者。

3. 素行上望ましくないと認められる者。
4. 懲戒を受けてその効果の認められない者。

考査中の心得

1. 座席間の通路を広くあけ、座列を整頓すること。
2. 試験中の座席は、教壇に向かって右側前から各列番号順に着席すること。
3. 監督の先生が入室されるまでに筆記用具（鉛筆、消しゴム、下敷）だけ机の上に置き筆箱などはかばんに入れて廊下に置き、いつでも考査を受けられる準備をしておくこと。
4. 机の中は空にしておくこと。また鉛筆や消しゴムの借り貸しをしないこと。
5. 問題用紙は最前列の生徒に、その列の分をまとめて渡されるが、監督の先生から後ろへ配るように言われてから後方へ送ること。
6. 万一遅刻したときは、その考査の監督の先生に申し出て指示を受けること。
7. 終わりのチャイムが鳴ったら最後列の生徒は、自分の答案が一番下になるようにして番号順に集めて提出すること。答案の回収が終わるまで、席を立ったり他人の答案を覗いたりしないこと。
8. 不正行為をしないこと。不正行為は0点となる。
9. 原則として、安易な保健室受験は認めない。
10. 病気で受験できない場合は、すぐ学校に連絡し、医師の診断書又はそれに代わるもの（受診日の明記された領収書等）を提出すること。

出席停止・忌引き及び公欠の規定

1. 出席停止等

- (1) 学校保健安全法第19条並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条、及び第46条による隔離その他の日数
- (2) 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
- (3) 非常災害等生徒又は保護者の責任に帰することのできない理由で欠席した場合、あるいは伝染病の流行等でその予防上保護者が生徒を出席させなかった場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- (4) 進学・就職のための受験

2. 忌引の期限

- (1) 父母 — 7日以内 (2) 祖父母・兄弟 — 3日以内
- (3) 伯叔父母・曾祖父母 — 1日以内

3. 公欠

- (1) 学校を代表して対外活動に参加する場合、その他、県高等学校校長協会
で認められた行事への参加
- (2) 天災や交通機関の遅延
- (3) その他学校が特に認めた場合

届出を必要とする場合

1. 遅刻・早退・欠課・欠席・忌引

担任に届け出ること。

2. 所持品の紛失は、担任・生活係に届けること。

3. 届・許可願一覧（次の届出の場合、所定の用紙を必要とする。）

(1) 遅刻届・早退届

遅刻又は早退するとき、担任または授業担当の先生に提出する。

(2) 外出届

やむを得ぬ事情で外出する場合、担任に提出する。

(3) 自転車通学届

学校まで自転車通学する場合、担任に提出する。

(4) 異装許可願

事情により服装規定に異なる場合に願い出る。

(5) 学割発行願

1日以上の旅をする場合は保護者連署で願い出る。必要に応じて旅客
運賃割引証（学割）が交付される。

(6) 特別活動届

下記のような活動を行う場合は、部活動顧問や、学級担任の許可を通し
て願い出る。

- ・ 考査期間中の練習時間（期間）の延長
- ・ 練習試合
- ・ 合宿 ・ その他

(7) 祭礼参加届

地域単位で行われる祭礼に参加する場合、担任に提出する。

(8) アルバイト許可願

アルバイトを希望する場合に願い出る。但し、別に定める条件を満たす
時に限る。

(9)自動車学校通学許可願

別に定める条件を満たす者で、普通免許取得のため自動車学校に通う時に願ひ出る。

(10)対外大会出場許可願

別項「学校代表者としての資格」を有する者で、部顧問・担任・生徒会顧問の承認のもとに願ひ出る。

(11)転学・休学・退学願

一身上の理由や家庭の事情等で上記のことが生じた時は一定の書式によって願ひ出る。

教室前ロッカー使用規約

1. 常に清潔に使用し、破損の防止に努めること。
2. 鍵の管理については、自らの責任において管理し、紛失した場合は、合鍵を作りその費用を負担すること。
3. 鍵は必ず施錠すること。
4. 必要に応じて教職員が点検することがある。
5. 放課後や休日の財布・携帯電話・スマートフォン等、貴重品の保管はロッカーを使用することとし、必ず施錠すること。

掲示・放送・印刷物配布規定

1. 掲示・放送・印刷物配布は、原則として部・同好会等の認められた団体が行うものに限り許可される。
2. 掲示・印刷物を配布しようとする時は、責任者が事前に担任または顧問の指導を受け、係に届け出て許可を得ること。
3. 上記項目のほか、次の各項を守ること。

(1)掲示について

ア、掲示物には団体名・責任者名・年月日を明記する。

イ、掲示場所は係の承認を得た場所とする。

ウ、掲示期間は原則として一週間以内とする。期間終了後、責任者は速やかに撤去しなければならない。

エ、掲示用紙は校内の雰囲気や損なわない程度の大きさ、枚数とする。

(2)放送について

ア、放送はその性格上、全校生徒対象のものが望ましい。

イ、放送は放送委員会を通じて行うこと。